令和7年度 訪問看護師定着支援事業費補助金(訪問看護ステーション対象) (1)新人訪問看護師定着支援事業 交付要綱

(趣旨)

第1条 在宅療養・看取りを支援する多職種のチームにおいて、医療と介護をつなぐ中心的な役割を担う訪問看護師等の更なる人材確保・育成が必要である。新人訪問看護師が、訪問看護の現場で生活支援の視点を持ちケアができるよう、就業初期から育成していくための、人材育成にかかる事業実施の経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては当要綱に定めるところによる。

(補助金交付対象)

第2条 滋賀県内において第3条に規定する補助金の交付対象となる事業を行うサテライト事業所 を除く訪問看護ステーション(以下、「交付対象事業所」とする。)とする。

(補助金の交付対象となる事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次に挙げるものとする。

交付対象事業所が新人訪問看護師(※1補助対象者とする)を3か月以上雇用し、訪問看護ステーションへの適応を図るために実施する同行訪問研修事業。ただし、雇用した日から3か月間実施し、かつ、令和8年3月1日までに終了するものに限る。

- ※1 補助対象者 <u>初めて訪問看護に従業する訪問看護師で、令和7年4月1日~12月1日の間に</u>交付対象事業所において本採用による雇用が開始されている管理者を除く者。
- <u>なお、補助対象者が3か月の同行訪問研修事業が終了するまでに退職した場合、および申請時点で退職している場合は補助金の交付対象とはならない。</u>

(対象経費および補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費および補助金の額は、次に定めるとおりとする。

対象事業	補助対象経費	補助率	補助金の額
新人訪問看護師定	人件費(研修指導者	定額	交付対象事業所あたり補助対象経費の
着支援事業	および補助対象者)		額(千円未満の端数切り捨て)または
			20万円のいずれか低い額

交付対象事業所あたり補助対象者1人とする。同一法人で2か所以上の交付対象事業所が各自で 補助対象者を採用した場合、2か所目からの交付対象事業所については、予算の範囲内で可能な場合 に限り対象とする。

また、令和7年度当事業(2)リスタートナース訪問看護定着支援事業(要綱別途有り)と併願することは出来ない。

(交付申請)

第5条 交付対象事業所は、交付申請書(様式第1号)に同交付申請書に記載する関係書類を添えて、公益社団法人滋賀県看護協会長(以下「会長」という。)が別に定める日までに滋賀県看護協会長に提出するものとする。

(交付決定および額の確定)

第6条 会長は、前条の交付申請書を受理後、当該申請書を審査・選定し、交付決定の内容および これに付した条件に適合すると認めた場合は、交付を決定し、交付対象事業所に通知するものと する。また補助額の確定も交付決定時に行うものとする。

(実績報告)

第7条 交付対象事業所は、前条の交付決定通知を受理後、実績報告書(様式第2号)に同報告書に 記載する関係書類を添えて、会長が別に定める日までに提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条の規定による通知を受けた交付対象事業所が、補助金の交付を受けようとするときは、 補助金交付請求書(様式第3号)を会長が別に定める日までに提出するものとする。

(補助金の交付決定の取消)

- 第9条 会長は、交付対象事業所が補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して補助金の 交付の決定の内容またはこれに付した条件等に違反したときは、補助金の交付の決定のすべてま たは一部を取り消すことができる。
- 2 前項の規定は、補助金の交付対象となる事業について、交付すべき補助金の交付決定および補助額の確定があった後においても、適用があるものとする。

(補助金の返還)

第10条 会長は、補助金の交付決定および補助額の確定を取消した場合において、当該取消しに 係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命 ずることができる。

(補助金にかかる帳簿等の保存年限)

第11条 交付対象事業所は、補助金に係る帳簿および証拠書類を補助事業の完了した日の属する 会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第12条 交付対象事業所は第8条に基づく補助金交付請求書(様式第4号)以外の申請・変更・実 績報告様式およびそれに付随する関係書類の提出については電子情報処理組織を使用して行うこ と。

付則 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助金に適用する。

令和7年度 訪問看護師定着支援事業費補助金 (1)新人訪問看護師定着支援事業 要確認事項

※申請にあたっての要確認事項をQ&Aの形で掲載しております。要綱と合わせて必ずご一読ください。

ご質問	ご回答	要綱	補足
	浦助金の交付対象となる事業について		
「令和7年度新人訪問看護師定着支援 事業」における補助金の交付対象と なる事業所・および事業とは?	要綱第2条・第3条をご覧ください。	第2条 第3条	補助対象者を採用しただけでは補助金交付対
要綱第3条「訪問看護ステーションへの適応を図るために実施する同行り 時間研修事業」はどのように報告するのですか?	様式上で指導計画を提出していただきます。 別紙「参考資料」・「指導計画(見本)」を ご覧ください。		象事業とは認められません。
申請時点で補助対象者の採用から3かり 目が経過し同行訪問研修事業も終了 している。申請は可能か?	可能です。ただし、申請時には指導計画の作 成が必要です。	第3条	申請時の在籍確認書類
輔助対象者が申 <u>請時には在籍してい</u> <u>とが、同行訪問研修事業終了後から</u> 民績報告の間に退職した。交付対象 事業となるか?	補助対象者が申請時点および、交付対象となる事業完了日の翌日時点で在籍していれば要件は満たしているとみなします。	第3条	(申請様式 別紙 3)・3ヶ月の同行訪 問研修が終了した翌日 時点での在籍確認書類 の提出(申請様式 別 紙4)の提出が必須で
輔助対象者を採用し、3ヶ月間の同 5訪問研修事業を行ったが、 <u>申請時</u> 気で当該職員はすでに退職してい 3。交付対象事業になるか?	申請時点で補助対象者が退職している場合は交付対象となる事業とはなりません。	第3条	す。
申請時点で補助対象者の採用から3 か月が経過しているが、3ヶ月間の 同行訪問研修事業を行っていなかっ こ。交付対象事業になるか?	交付対象となる事業を終了していないため、 交付対象事業にはなりません。	第3条	
		第3条	
	補助対象者について		
	要綱第3条※1で定義されている新人訪問看 護師のことです。	第3条	要綱上の定義を必ずご確認下さい。
2/2~/3/31の間が対象とならな	事業年度=4/1~/3/31 下記①②の理由から、3/1までに申請全事業所が3ヶ月間の同行訪問研修を終えている必要があるため、逆算した12/1を採用日の最終締切に設定しています。 ①3ヶ月間の同行訪問研修は事業年度内に行い、かつ終了させる必要がある。 ②補助金の支払いを完了させるための事務処理に最低1ヶ月かかる。	第3条	12/2~3/31に採用した場合は(年度に関わらず)当事業の対象にはなりません。
	対象になりません。当事業は一従業員として の新人訪問看護師の定着を意図した事業であ り、管理者を含めると運営支援の側面が入り 趣旨と異なると考えます。		
下採用はR7/4/1以降だが、それ以 前に見学に来たことがある。本年度 D採用扱いになるか?	見学時点で給与の支払いが発生していなければR7/4/1以降の採用とみなします。		
	「令和7年度新人訪問看護師定着象と 「議」における補助金の交付対象と 「認識のですか。」 「調第3条を図」にあた。 「調節ですか?」 「講師にはどのように報告するのですからのですか。」 「講師にはですか?」 「講師にはですか。」 「講師にはですか。」 「講師にはですか。」 「講師にはですか。」 「講師にはですか。」 「講師にはですか。」 「講師にはという。 「講師にはなるか。」 「講師には、している。 「は、して	選」における補助金の交付対象とできる事業所・および事業とは? 「編第3条「訪問看護ステーション」の適応を図るために実施する同行 開研修事業」はどのように報告する同行 開研修事業」はどのように報告する。 「認識に不満し対象者の採用から3か」が経過し同行訪問研修事業も終了です。 「認力のですか?」 「認識を図し同行訪問研修事業を行っている。申請は可能か?」 「説が、同行訪問研修事業を経済後から 機助対象者が申請時には拒護計画の作 成が必要です。 「認力のですか?」 「説が、同行訪問研修事業を経済をから」 「講話問所修事業を行ったが、全方のです。 「理用の前にはなるか?」 「は当該関係を実施している。 「は当該関係を実施している。 「では当該関係しているが、3ヶ月間の同行・では当該関しているようなでは、 「なり対象事業になるか?」 「なり対象事業になるか?」 「実用の前に行った同行・時間研修は、なりません。要綱第3条の補助対象者の欄参照。 「実力が多ずになるか?」 「実用の前に行った同行・時間研修は、なりません。要綱第3条の補助対象者の欄参照。 「実用の前に行った同行・時間研修は、要綱第3条の補助対象者の欄参照。 「実用の前に行った同行・時間であるが、2位が対象事業になるが、2位が対象事業になるか?」 「実用の前に行った同行・時間であるが、2位が対象事業になるが、2位が対象事業になるが、2位が対象事業になるが、2位が対象事業になるが、2位が対象事業になるが、2位が対象事業になるが、2位が対象事業になるが、2位が対象事業になるが、2位が対象事業になるが、2位が対象事業になるが、2位が対象者の様別対象者の採用開始期間は事業年度の4/1~1/2/10間であるが、2位があるをが、2位が表示しているがあるをのでは、2位が表示しているがあるを必要があるを必要があるを必要があるを必要がある。 「実に最近1ヶ月かかる。」 「実用はR7/4/1以降だが、それ以 見等時点で終与の支払いが発生していなけれに見学に来たことがある。本年度 見等時点で終与の支払いが発生していなけれに見学に来たことがある。本年度 とまままます。 「実際日本でようの支払いが発生していなけれに見学に来たことがある。本年度 とまままます。対象となるかっまないが発生していなけれに見学に来たことがある。本年度 とまままます。 「実際日本でおものまないが発生していなけれに見学に来たことがある。本年度 とままます。	第2条第3条をご覧ください。第2条第3条をご覧ください。第2条第3条第単所・および事業とは?

No.		 ご回答	要綱	補足
12	同一法人の別施設から訪問看護ス テーションへ異動してきた場合は対 象となるか?	要綱第3条記載の補助対象者の定義に当ては まれば対象となります。	第3条	
13	みなし訪問看護の経験のある場合は 対象となるか?	当該看護師の訪問看護経験などから県担当者 と協議し補助対象者とするか判断いたしま す。		別途確認書類の提出が 必要です。
14	非常勤職員は対象になるか?	 指導計画・雇用形態・勤務日数等をもとに県 担当者と協議し判断いたします。 		
15	准看護師は対象となるか?	対象となります。		
16	「新卒訪問看護師定着支援事業(別事業)」の対象者を採用し、申請中である。「新卒訪問看護師」は「新人訪問看護師」でもあるが、当事業との併願は可能か?	同一人物による「新卒訪問看護師定着支援事 業」と当事業の併願は不可となります。		「新卒訪問看護師定着 支援事業」は対象者の 有無の調査を事前に行 い、交付対象となり得 るステーションへ訪問 看護支援センターより 直接ご連絡をしており ます。
Щ,		申請について		
17	着支援事業」と「(2)リスタート	両方の申請はできません。補助対象者を複数採用した場合も申請は交付対象事業所(1法人)あたり1人となるため、事業種をいずれか一つ選択し、申請して下さい。	第4条	
18	申請をした全ての施設に補助金は交付されるのか?	交付希望が多い場合は交付実績の有無等、当 方の定める優先順位に基づき予算の範囲内で 交付事業所の選定を行います。		
19	新人訪問看護師を2名採用した。2名 分申請できるか?	できません。補助対象者は、交付対象事業所 あたり1人とします。	第4条	
20	ションがあり、それぞれで補助対象	申請は受付けますが、原則は同一法人で申請 のあった2か所目からの訪問看護ステーショ ンについては、予算の範囲内で可能な場合に 限り対象とする、と定めております。	第4条	
21	昨年度までに「訪問看護師定着支援 事業費補助金」の受給実績がある が、申請はできるか?	申請は受け付けますが、県内全ての事業所に 平等に当補助金を活用いただく為に、当事業 予算を超過する申請があった場合は交付実績 の有無等、当方の定める優先順位に基づき選 定を行うため、優先順位が低くなることをご 了承下さい。		受給実績の有無は事業 種を問いません。
		その他		
22	交付決定はいつ頃?	申請受付最終締切が12月となるため、交付 決定通知の発出はR8/1月末〜2月初めを予 定しております。		
23	交付決定→実績報告提出後、補助金 が振り込まれる時期は?	R8/3月中旬を予定しております。		

参考資料

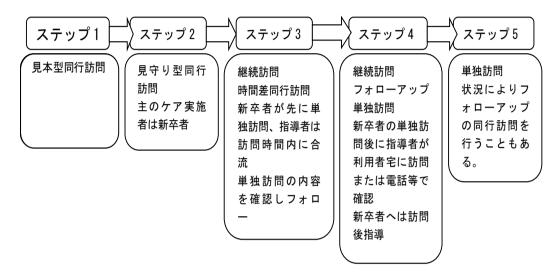
同行訪問の進め方の例

○ 同行訪問は、見学 → 部分的に実施 → 見守りのもとに実施 → 単独実施の段階で進むことを基本とする。

同行訪問から単独訪問へのステップおよび、ステップをあげる基準については、新卒訪問看護師育成プログラムに示している。これらを参考に新人看護職の状況に応じた進度での指導を行う。

○ 新人看護師においては、ステップ3とステップ4は不要であるが、ステップ1を終えた段階で学びの確認をするため、レポート提出を求める等工夫しつつ、指導を行う。

新卒訪問看護師プログラムに示す 初回訪問から単独訪問までの同行訪問の活用例



2. 単独訪問の可否と判断基準

【単独訪問の要件】

- ① 受け持ち利用者・家族との関係性が構築できる。
- ② 受け持ち利用者・家族の関連図を作成し、問題を明確にできる
- ③ 受け持ち利用者の生活の仕方にあった手順書を作成し、個別性のある看護技術を提供できる
- ④ 受け持ち利用者を総合的に把握し看護過程を展開できる
- ⑤ 受け持ち利用者の緊急時の対応方法を説明できる
- ⑥ 訪問後の報告ができる。正確に必要項目と自分の考えを述べられる。

【見極め方法】

- ① 管理者と指導者が同行訪問での実践で到達度を確認する
- ② 利用者と家族の問題の明確化と全体像を把握する目的にて、関連図作成と計画立案で理解状況を確認する
- ③ ケアの根拠を明確化については、ケア方法の手順書の作成を行い、理解の状況を確認する
- ④ ステーション内の事例検討会や振り返りカンファレンスで理解状況を確認する

出展:新卒訪問看護師育成プログラム 滋賀県看護協会

【見本】訪問看護師定着支援事業費補助金(訪問看護ステーション対象) 指導計画

様式見本(実際の様式とは異なる場合がございます。)

●同行訪問指導計画 おおよその訪問件数などの計画を記載願います

①各時期・各ステップごとに、訪問予定の利用者様の<u>具体的な疾患名・処置などをご記入下さい。</u>

		1か月目		2 か月目		3か月目		4 か月目
		前半	後半	前半	後半	前半	後半	4 か月日
	同行訪問時							
実務(疾患	(ステップ1~							
名・処置な	3)				ZAN			
د کا <u>ت</u> د کات	単独訪問時			לחלה				
(ک	(ステップ4~				Ш			
	5)							

②何人にあたり何回くらいの訪問を計画されていますか?各時期・各ステップごとに数字をご記入下さい。

②何人にあ	たり何回くらし	いの訪問を計画	されていますか゛	/ 各時期・各ス	<u> ナッフことに変</u>	女字をご記入下さ	l'.		
		1 n	月目	2 か	·月目	3か)	月日	4 か月目	
		前半	後半	前半	後半	前半	後半	4 // //	
	ステップ1	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	
	見本型同行訪 問	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	
	[P]			2					
		人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	同
	ステップ2 見守り型同行	1							行
	見可り至向行 訪問	件数	// 件数	件数	件数	件数	件数	件数	訪
=1.00 I W/-	初門								問
訪問人数		人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	
(単位:	ステップ3								
人) /1ヶ月	時間差同行訪問	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	
の延べ訪問 件数	[P]								
十数	ステップ4	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	
	フォローアッ						1		
	プ	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	単
	単独訪問								独
		人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	訪
	ステップ 5								問
	単独訪問	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	1
									_

③ステップ5 (単独訪問) においてどういう疾患・看護度・訪問目的・問題点 等を予定されているか記載願います (時期によりステップ5に至らない予定の場合は空欄)

=		1 か月目		2 か月目		3か月目		4 か月目
		前半	後半	前半	後半	前半	後半	40710
	疾患名				П			
オテップ5の 訪問 対象者の	介護度				[]			
ステップ5の 訪問 対象者の 主たる 疾患名 等	訪問目的				, 7			
4	問題点							

●研修計画

	1か	月目	2か	2 か月目		月目	4.1.55
	前半	後半	前半	後半	前半	後半	4 か月目
	外部主	E催名	外部主	E催名	外部主	上催名	外部主催名
	研修名・内	突(亜幼)	研修名・内	夾(亜約)	研修名・内	吹 (亜約)	研修名•内容(要約)
外部研修計画-主催と研修 名・内容(要約)を記入	N D-64 IM	15 / X 63/	יץ. הפועני	T (X+)	30 I SS-42 - P-	12 (369)	wip-다 '연습(중위)
研修(内部)計画							
技術・その他 研修計画							